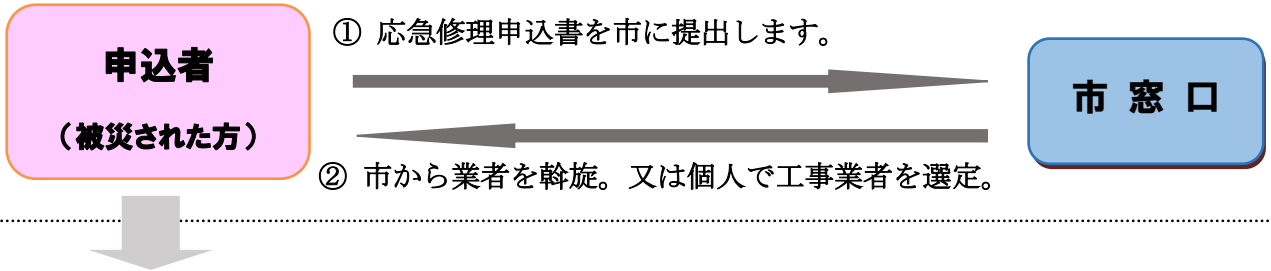
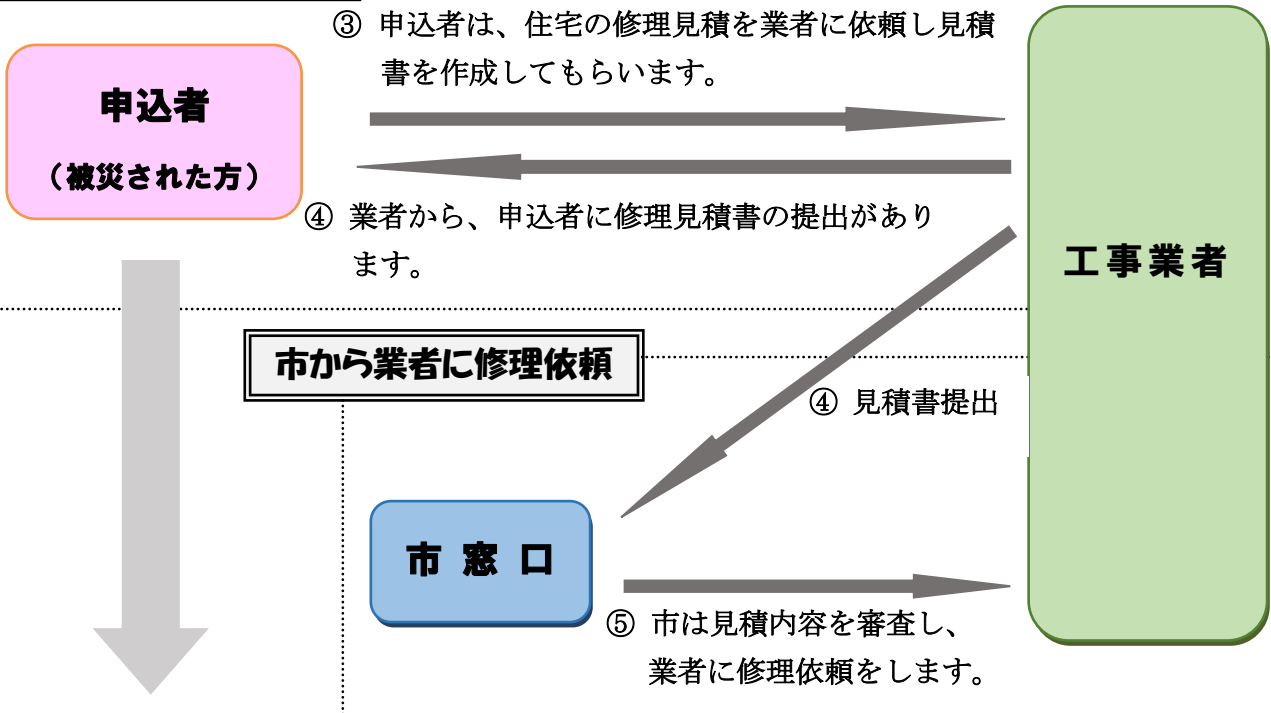


# 住宅の応急修理制度の手続きの流れ ①通常のケース

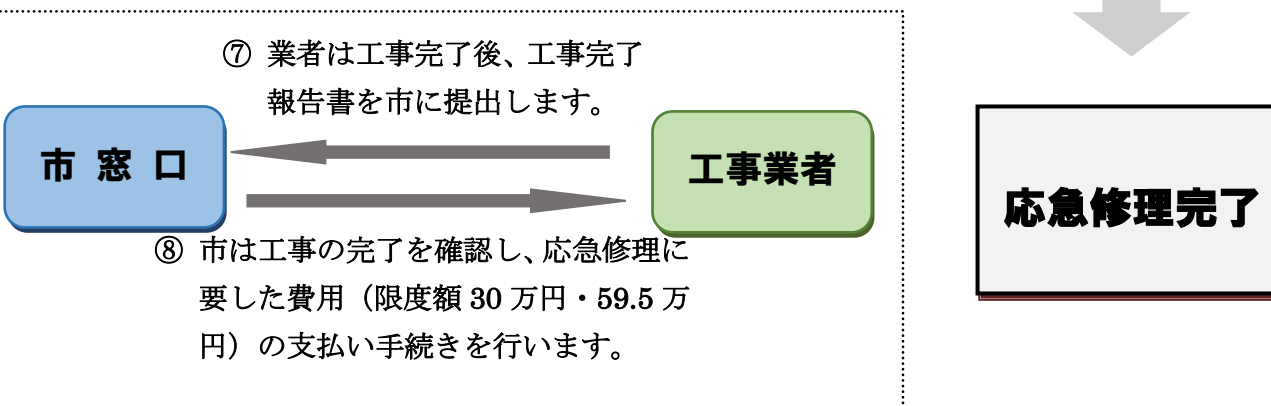
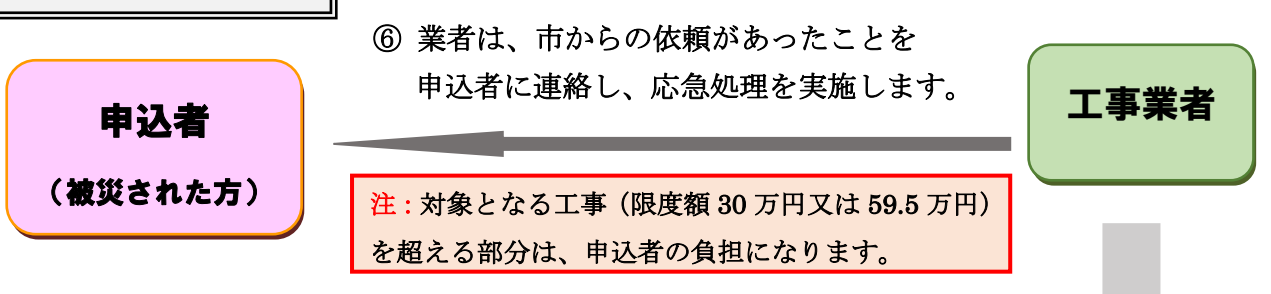
## 1. 石巻市に申込みをする



## 2. 業者に見積相談をする



## 3. 業者が応急修理をする



## ② 既に修理にとりかかったが、支払いに至っていないケース

### 業者に応急修理を発注済み

#### 石巻市に申込みし、業者に制度利用を連絡する

① 応急修理申込書を市に提出します。

市窓口

申込者  
(被災された方)

① 応急修理制度利用を連絡。

② 業者から、申込者及び市に指定様式で修理見積書を提出してもらいます。

工事業者

②見積書提出

市窓口

③ 市は見積内容を審査します。  
修理依頼書を送付します。

申込者  
(被災された方)

④ 業者は、市からの依頼があったことを  
申込者に連絡します。

工事業者

注：対象となる工事（限度額 30 万円又は 59.5 万円）  
を超える部分は、申込者の負担になります。

⑤ 業者は工事完了後、工事完了  
報告書を市に提出します。

市窓口

工事業者

⑥ 市は工事の完了を確認し、応急修理に  
要した費用（限度額 30 万円・59.5 万  
円）の支払い手続きを行います。

応急修理完了